

里島ワーケーションモニターツアー等業務委託 仕様書

1. 業務名 里島ワーケーションモニターツアー等業務委託

2. 目的

松山市の島しょ部では、島の持続的な発展と活性化を目的とした「愛ランド里島構想」の下、「市民の第2のふるさと」を目指す取組として、里島ツーリズムを軸とした交流人口の拡大施策を実施してきた。そうした中、島しょ部の交流拠点となる施設「ほしふるテラス姫ヶ浜」が新たに完成し、通年での営業を開始した。同施設を夏季以外でも利活用し、更に交流・関係人口の拡大による、持続可能な地域の活性化を図っていくため、令和3、4年度は「里島ワーケーション」に取り組み、検証を行ってきた。検証で挙げられた課題の解決を目指しながら、今年度は、「里島ワーケーション」の内容を「企業合宿」として、同施設を拠点に更なる交流・関係人口の拡大による地域の活性化を図っていく。

3. 履行期間 契約締結日 ～ 令和6年3月31日

4. 履行場所 市長が指定する場所

5. 業務内容

(1) 研修会の実施

- ・受け皿となる島民等へ研修会を実施し、島しょ部が抱える課題やSDGsについての知識を深めること。
- ・ツアー参加者へ、ツアー前に研修会を実施し、中島が抱える課題や、地域資源について知識を深めた上でツアーに参加すること。

(2) 新規プログラムの造成

中島の地域資源を活用し、年間を通して誘客につながるなど、サステナブルやSDGsの視点を取り入れた体験メニューをすること。

(3) 企業合宿型里島ワーケーションモニターツアーの実施

今までの忽那諸島ならではの自然や文化を体感できる「里島ツーリズム」を活用し、里島でしか味わえない体験メニューや島民との交流を取り入れながら、都会とかけ離れた環境を体感するため「ほしふるテラス姫ヶ浜」を滞在拠点とした短期での「企業合宿型里島ワーケーションモニターツアー」を企画・実施すること。

ツアー内容は以下のとおりとする。

①滞在施設

- ・「ほしふるテラス姫ヶ浜」とすること。

②ツアーの実施時期及び滞在期間

- ・ツアーの実施時期は原則令和5年9月～令和5年12月末日の期間内とすること。

- ・滞在期間は3泊4日以上とすること。

③島民との交流

- ・島民と交流する時間を設けること。

④体験メニューへの参加

- ・参加者には「まつやま里島ツーリズム連絡協議会」の会員が実施している体験メニューへ2つ以上参加してもらうこと。

⑤SDGsにつながる取組

- ・島内でSDGsにつながる取組を実施すること。

⑥ワーク

- ・チームビルディングを取り入れること。
- ・里島での新規事業について考案すること。
- ・可能な限り「デジタルデトックス」できる内容とすること。

⑦食事

- ・可能な限り地域の食材を取り入れること。
- ・「ほしふるテラス姫ヶ浜」と相談して決定すること。

⑧プロモーション

- ・ツアー実施前、実施後にはツアーの実施や内容を広くプロモーションすること。
- ・プロモーションにはSNSなどを活用すること。

⑨有識者の招へい

- ・ツアーには、「企業合宿型里島ワーケーションモニターツアー」について意見や提案を述べるができる知識を有する者を1人程度招へいし、助言を求めること。
- ・有識者の人選、及び依頼事項については松山市と協議の上、決定すること。
- ・有識者への報酬は委託料の中から支払うこと。

⑩参加人数

- ・10名程度とすること。

⑪部屋割り

- ・合宿参加者は8人部屋を8名で利用するか、5人部屋を5人で利用するなど、できる限り定員に近い人数で利用すること。

(4) 効果検証の実施

ツアー実施後は、参加者へアンケート調査・検証などを行い、今後の課題を洗い出し、「企業合宿型里島ワーケーションモニターツアー」の内容などについて分析・検証すること。

検証内容は以下のとおりとする。

①ツアー参加者へのアンケート

- ・アンケートの内容は松山市と相談の上、決定すること。

②意見交換会

ツアーの中で以下の内容について意見交換会を実施すること。

「企業合宿型里島ワーケーションモニターツアー」

「中島での新規事業」

「中島で実施できる SDGs につながる取組」

③報告書の作成

- ・アンケート結果、意見交換会の内容をまとめた報告書を提出すること。
- ・効果検証の結果についてまとめた報告書を提出すること。

(5) ツアーの手配について

航空券等交通関係、食事、滞在施設、訪問場所、運営スタッフ、進行管理、ツアー当日の運営等、一切の手配業務を行うこと。

6. 提案内容

企画提案書には、以下の項目を掲載すること。提案に当たっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) ツアー参加企業

- ① ツアーへの参加について、松山市、受託者、参加企業で広くプロモーションを実施することが可能な企業とすること。
- ② 取得した情報は松山市へ提供し、松山市から忽那諸島に関する情報提供や情報収集の際に活用することに理解があること。
- ③ 里島で新規事業を考案する可能性があること。
- ④ 企業合宿で活用する可能性があること。
- ⑤ 関係人口につながる可能性があること。

(2) ツアー内容

- ・ ツアーの行程、スケジュール
- ・ 島民との交流手段
- ・ 里島（ほしふるテラス姫ヶ浜）で実施する SDGs の取組
- ・ 新規体験メニュー等のコンテンツ
- ・ プロモーション方法
- ・ 有識者
- ・ ワークの内容

(3) 効果検証の方法

7. その他運営上の要件

(1) 事業方針

本仕様書の目的を踏まえた事業方針とすること。

(2) 実施体制

実施体制には統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(3) 事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

8. 報告書・成果品の提出

(1) 実施後ツアー参加者アンケート

〈内容〉 ツアー参加者を対象としたアンケート

〈数量〉 ツアー参加者全員分

(2) 提案書の提出

アンケートの内容を基に効果等を分析・検証し、島しょ部で「企業合宿型里島ワーケーション」を推進するための提案書を作成し、提出すること。

(3) ツアー参加者の情報

記入された個人情報、市からの移住に関する情報提供や諸連絡の目的で利用する旨を記載しておくこと。

〈数量〉 ツアー参加者全員分

(4) 業務完了報告書

〈内容〉 松山市指定様式

・撮影した写真データ (JPEG 形式) を提供すること。

(5) 納品場所

松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館6階

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

9. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部について事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

②松山市は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこと

を要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。